

油断は禁物 安衛法 選択式対策

選択式に関しては、労働基準法の3つの選択肢で難易度の高い問題が出題された場合、労働安全衛生法でカバーする必要があります。

そのためにも、労働安全衛生法はキーワードを意識しながら選択式の対策を講じる必要があります。

第1章 総則等

■目的（法1条）

この法律は、【 ① 】と相まって、労働災害の防止のための【 ② 】、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における【 ③ 】を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

- ①労働基準法
- ②危害防止基準の確立
- ③労働者の安全と健康

Keyword

「危害防止基準の確立」「責任体制の明確化」「自主的活動の促進」

■定義（法2条）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働災害…労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は【 ① 】その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 二 労働者…労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- 三 事業者…事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- 三の二 化学物質…【 ② 】をいう。
- 四 作業環境測定…作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行う【 ③ 】、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

- ①作業行動
- ②元素及び化合物
- ③デザイン

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

POINT

デザイン、サンプリング及び分析

■事業者等の責務（法3条）

①事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための【 ① 】を守るだけでなく、【 ② 】の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に【 ③ 】するようにしなければならない。

②【 ④ 】その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

③【 ⑤ 】の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように【 ⑥ 】しなければならない。

①最低基準 ②快適な職場環境 ③協力 ④機械、器具 ⑤建設工事

⑥配慮

POINT

⇒末尾に注意

1項…協力するようにしなければならない。

2項…労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

3項…配慮しなければならない。

■労働者の責務（法4条）

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する【 ① 】の防止に関する措置に【 ② 】するように努めなければならない。

①労働災害

②協力

POINT

前半…「労働災害を防止するため必要な事項を守る。」義務規定

後半…努力規定

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■事業者に関する規定の適用…ジョイントベンチャー（法5条）

①二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を【 ① 】して請け負った場合においては、そのうちの一人を代表者として定め、これを【 ② 】に届け出なければならない。

②前項の規定による届出がないときは、都道府県労働局長が【 ③ 】を指名する。

以下略

①共同連帯

②都道府県労働局長

③代表者

POINT

「二以上の建設業」限定の規定

■労働災害防止計画の策定（法6条）

厚生労働大臣は、【 ① 】の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下【 ② 】という。）を策定しなければならない。

①労働政策審議会

②労働災害防止計画

POINT

労働政策審議会は、厚生労働大臣等の諮問に依りて、労働政策に関する重要事項の調査審議を行う。

本審議会は、厚生労働大臣が任命する30名の委員（公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員の各10名）で組織。

委員の任期は2年とされ、再任することが可能。

■労働災害防止計画の変更・公表・勧告等

変更（法7条）

厚生労働大臣は、【 ① 】の発生状況、【 ① 】の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を【 ② 】しなければならない。

公表（法8条）

厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを【 ③ 】しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

勧告等（法9条）

厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な【 ④ 】をすることができる。

- ①労働災害
- ②変更
- ③公表
- ④勧告又は要請

POINT…労働災害の定義（法2条）

労働災害…労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

第2章 労働衛生管理体制

■総括安全衛生管理者（法 10 条）

①事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の【 ① 】又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 労働者の【 ② 】又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 【 ③ 】の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの

②総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を【 ④ 】する者をもって充てなければならない。

③【 ⑤ 】は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

- ①危険
- ②安全
- ③健康診断
- ④統括管理
- ⑤都道府県労働局長

POINT

政令で定める規模の事業場ごと（常時の人数）

<u>屋外産業的業種</u>	<u>屋内・工業的業種</u> (1部非工業あり)	<u>その他の業種</u>
100人以上	300人以上	1,000人以上
林業、鉱業、建設業 運送業、清掃業	製造業（物の加工業含む） 電気・ガス・水道業、熱供給業、通信業 各種商品卸売業、家具・建具・ じゅう器等卸売業 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業 自動車整備業、機械修理業	その他の業種

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■安全管理者（法 11 条）

①事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、安全管理者を選任し、その者に総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち【 ① 】に係る技術的事項を管理させなければならない。

②【 ② 】は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。

①安全

②労働基準監督署長

POINT

①政令で定める業種及び規模の事業場（常時の人数）

屋外産業的業種	屋内・工業的業種 (1部非工業あり)	その他の業種
常時 50 人以上		
林業、鉱業、建設業 運送業、清掃業	製造業（物の加工業含む） 電気・ガス・水道業、熱供給業、通信業 各種商品卸売業、家具・建具・ じゅう器等卸売業 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業 自動車整備業、機械修理業	選任義務なし

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■衛生管理者（法 12 条）

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、【 ① 】を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち【 ② 】に係る技術的事項を管理させなければならない。

①都道府県労働局長の免許

②衛生

■政令で定める規模の事業場ごと（業種不問）

常時使用する労働者数	選任人数
50人以上～200人以下	1人以上
200人超～500人以下	2人以上
500人超～1,000人以下	3人以上
1,000人超～2,000人以下	4人以上
2,000人超～3,000人以下	5人以上
3,000人超	6人以上

■資格要件

都道府県労働局長の免許を受けた者	厚生労働省令で定める資格を有する者
①第1種衛生管理者免許	①医師・歯科医師
②第2種衛生管理者免許	②労働衛生コンサルタント
③衛生工学衛生管理者免許	③その他厚生労働大臣が定める者

■選任…下記の規模の事業場（少なくとも1人を専任）

①常時【 ③ 】人を超える労働者を使用する事業場

②常時【 ④ 】人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働その他健康上特に有害な業務（深夜業は除く）に常時【 ⑤ 】人以上の労働者を従事させるもの

③1,000

④500

⑤30

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■産業医（法13条）

- ①事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、医師のうちから【 ① 】を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。
- ②産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- ③産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて【 ② 】にその職務を行わなければならない。
- ④産業医を選任した事業者は、産業医に対し、労働者の【 ③ 】に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。
- ⑤産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な【 ④ 】をすることができる。この場合において、事業者は、当該【 ④ 】を【 ⑤ 】しなければならない。
- ⑥事業者は、前項の勧告を受けたときは、当該【 ④ 】の内容その他の厚生労働省令で定める事項を【 ⑥ 】に報告しなければならない。

①産業医

②誠実

③労働時間

④勧告

⑤尊重

⑥衛生委員会又は安全衛生委員会

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■産業医の選任と専属

【選任】

事業者は、事業場の規模に応じて、以下の人数の産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならない。

①労働者数 50人以上【 ① 】人以下の規模の事業場
⇒1人以上選任

50人を下回る事業場においては、一定の知識を有する医師、保健師に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

②労働者数【 ① 】人を超える規模の事業場
⇒2人以上選任

【専属】

原則…産業医は専属の者であることを要しない。

例外

①常時【 ② 】人以上の労働者を使用する事業場

②健康上有害な業務（深夜業含む）に常時【 ③ 】人以上の労働者を従事させる事業場

- 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 坑内における業務
- 深夜業を含む業務 等々

①3,000

②1,000

③500

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■作業主任者（法 14 条）

事業者は、【 ① 】 その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、【 ② 】 を受けた者又は【 ③ 】 を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、当該作業の区分に応じて、【 ④ 】 を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

- ①高圧室内作業
- ②都道府県労働局長の免許
- ③都道府県労働局長の登録
- ④作業主任者

POINT

（１）選任が必要な主な業務

- ・高圧室内業務
- ・ガス溶接作業
- ・ボイラー取扱業務
- ・エックス線作業
- ・石綿作業 等々

（２）選任期限や報告不要

（３）当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により、関係労働者に周知。

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■安全衛生推進者・衛生推進者（法 12 条の 2）

事業者は、安全管理者及び衛生管理者の選任義務のない【 ① 】の小規模な事業場ごとに、【 ② 】（その他の業種にあっては、衛生推進者）を選任し、その者に総括安全衛生管理者の統括管理をする業務（衛生推進者の場合は、衛生に係る業務に限る。）を担当させなければならない。

- ①10人以上 50人未満
- ②安全衛生推進者

POINT

（1）選任すべき事業場

選任すべき事業場	
安全衛生推進者	衛生推進者
屋外産業的業種・屋内工業的業種（※1）	その他の業種
常時使用労働者数 10人以上 50人未満	

※1 ⇒安全管理者を専任すべき①と②の業種

①屋外産業的業種	②屋内・工業的業種 （1部非工業あり）	その他の業種
常時 50人以上		選任義務なし
林業、鉱業、建設業 運送業、清掃業	製造業（物の加工業含む） 電気・ガス・水道業、熱供給業、通信業 各種商品卸売業、家具・建具・ じゅう器等卸売業 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業 自動車整備業、機械修理業	

（2）

- ・選任すべき事由が発生した日から【 ③ 】日以内に選任
- ・選任後、氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により【 ④ 】
- ・作業場の巡視義務なし

③14

④周知

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■安全委員会（法 17 条）

事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を【 ① 】させ、事業者に対し【 ② 】を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- 二 【 ③ 】の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項

①調査審議

②意見

③労働災害

■設置すべき事業場

屋外産業的業種 常時 50 人以上	工業的業種 常時【 ④ 】人以上
林業、鉱業、建設業、 製造業の一部（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）、 運送業の一部（道路貨物運送業、港湾運送業）、自動車整備業、機械修理業、清掃業	製造業（左記以外） 運送業（左記以外） 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、 各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

④100

■安全委員会の構成員

- 1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者（1名）
- 2 安全管理者
- 3 安全に関し経験を有する労働者

※1以外の委員については、事業者が指名

※1以外の委員の半数については、労働組合等の推薦に基づき指名

- ・委員会の構成員の人数については、法令上の定めなし。

■安全委員会及び衛生委員会共通

- 1 毎月一回以上開催
- 2 開催の都度、委員会における議事の概要を労働者に【 ⑤ 】
- 3 開催の都度、委員会の意見及び講じた措置の内容並びに委員会における議事で重要なものに係る事項を記録し、これを【 ⑥ 】年間保存

⑤周知

⑥3

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■衛生委員会（法 18 条）

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を【 ① 】させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の【 ② 】を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の【 ② 】の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

①調査審議

②健康障害

■設置すべき事業場

全業種

常時【 ③ 】人以上

③50

■衛生委員会の構成員

- 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- 二 【 ④ 】のうちから事業者が指名した者
- 三 【 ⑤ 】のうちから事業者が指名した者
- 四 【 ⑥ 】（任意）

④衛生管理者

⑤産業医

⑥作業環境測定士

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■統括安全衛生責任者（法 15 条）

元方事業者のうち、【 ① 】 その他政令で定める業種に属する事業（特定事業）を行う者（特定元方事業者）は、その労働者及びその関係請負人の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が【 ② 】 において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、【 ③ 】 を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、特定元方事業者が講ずべき措置に関する事項を【 ④ 】 させなければならない。

ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

- ①建設業
- ②同一の場所
- ③統括安全衛生責任者
- ④統括管理

POINT

特定事業とは、建設業と造船業の2つ。

■特定元方事業者等の講ずべき措置法 30 条第 1 項

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 【 ⑤ 】 の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 三 作業場所を【 ⑥ 】 すること。
- 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 五 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人が講ずべき措置についての指導を行うこと。（建設業限定）
- 六 その他当該労働災害を防止するため必要な事項

- ⑤協議組織
- ⑥巡視

■選任規模

常時【 ⑦ 】 人以上	常時【 ⑧ 】 人以上
右記以外の建設・造船の仕事	<ul style="list-style-type: none">・ ずい道等の建設の仕事・ 一定の橋梁の建設の仕事・ 圧気工法による作業を行う仕事

- ⑦50
- ⑧30

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■元方安全衛生管理者（法 15 条の2）

統括安全衛生責任者を選任した事業者で、【 ① 】 その他政令で定める業種に属する事業を行うものは、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、【 ② 】 を選任し、統括安全衛生責任者が統括管理する事項のうち【 ③ 】 を管理させなければならない。

- ①建設業
- ②元方安全衛生管理者
- ③技術的事項

POINT

（1）選任規模は、統括安全衛生責任者の選任義務がある作業現場のうち、【 ① 】 に属するもの（造船業の場合には、選任義務なし）

■安全衛生責任者（法 16 条）

統括安全衛生責任者を選任すべき場合において、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、【 ① 】 を選任し、その者に統括安全衛生責任者との【 ② 】 その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

- ①安全衛生責任者
- ②連絡

安全衛生責任者とは、建設業または造船業（特定事業）の現場において、事業者の代表として現場の安全に関し、責任を負う者。

職務内容

- （1）統括安全衛生責任者との【 ② 】を行うこと
- （2）統括安全衛生責任者から連絡を受けた時候の関係者への連絡等

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■店社安全衛生管理者（法 15 条の3）

【 ① 】に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場所において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するため、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、【 ② 】を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における特定元方事業者が講ずべき措置に関する事項を担当する者に対する【 ③ 】その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

①建設業

②店社安全衛生管理者

③指導

POINT

（1）選任規模

<ul style="list-style-type: none">・ ずい道等の建設の仕事・ 一定の橋梁の仕事・ 圧気工法による作業を行う仕事	<ul style="list-style-type: none">・ 主要構造部が鉄骨又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の建設の仕事
常時【 ④ 】	常時【 ⑤ 】

（2）少なくとも毎月1回以上作業場所を巡視

（3）資格要件

- ・ 大学卒業＋【 ⑥ 】年以上建設工事の実務経験
- ・ 高校卒業＋【 ⑦ 】年以上建設工事の実務経験
- ・ 【 ⑧ 】年以上建設工事の実務経験

（4）選任報告は、作業開始後、遅滞なく選任の旨及びその者の氏名を労働基準監督署長に報告

④20人以上 30人未満

⑤20人以上 50人未満

⑥3

⑦5

⑧8

第3章 労働者の危害防止の措置

■事業者の講ずべき措置等（法 20 条、21 条）

法 20 条

事業者は、次の【 ① 】するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備による危険
- 二 【 ② 】の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

法 21 条

①事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる【 ① 】するため必要な措置を講じなければならない。

②事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

①危険を防止

②爆発性

■環境面の措置（法 23 条）

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに【 ① 】、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の【 ② 】のため必要な措置を講じなければならない。

①換気

②健康、風紀及び生命の保持

■作業行動から生ずる労働災害防止措置（法 24 条）

事業者は、労働者の【 ① 】から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

①作業行動

■緊急退避措置（法 25 条）

事業者は、労働災害発生の【 ① 】があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から【 ② 】させる等必要な措置を講じなければならない。

①急迫した危険

②退避

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■救護措置（法 25 条の 2）

①建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、【 ① ）、火災等が生じたことに伴い労働者の【 ② 】に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 労働者の【 ② 】に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。

二 労働者の【 ② 】に関し必要な事項についての訓練を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、【 ① ）、火災等に備えて、労働者の【 ② 】に関し必要な事項を行うこと。

②前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、【 ③ 】を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

①爆発

②救護

③救護に関する技術的事項を管理する者

■危険性又は有害性等の調査等の実施（法 28 条の 2）

①事業者は、【 ① ）、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は【 ② 】その他業務に起因する危険性又は有害性等（一定の化学物質による危険性又は有害性等を除く。）を【 ③ 】し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

①建設物

②作業行動

③調査

末尾に注意⇒努力義務

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■元方事業者の講ずべき措置（法 29 条）

①元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な【 ① 】を行わなければならない。

②元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な【 ② 】を行わなければならない。

③前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該【 ② 】に従わなければならない。

①指導

②指示

ポイント

元方事業者

⇒1つの場所で行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている者のこと。

数段階の請負関係がある場合には、その最も先次の注文者のこと。

元方事業者に該当する条件は、注文者とその請負人の仕事が同一の場所で行われており、注文者自身もその仕事の一部を行う。

■建設業の元方事業者の講ずべき措置（法 29 条の2）

【 ① 】に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、【 ② 】その他の必要な措置を講じなければならない。

①建設業

②技術上の指導

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■特定元方事業者の講ずべき措置（法 30 条）

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が【 ① 】において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

■製造業の元方事業者の講ずべき措置（法 30 条の2）

【 ② 】その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が【 ① 】において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

■特定元方事業者（建設業・製造業）共通

- 一 【 ③ 】の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の【 ④ 】を行うこと。
- 三 作業場所を【 ⑤ 】すること。
- 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 五 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成、関係請負人が講ずべき措置についての指導を行うこと。（建設業限定）
- 六 その他労働災害を防止するため必要な事項

①同一の場所

②製造業

③協議組織

④連絡及び調整

⑤巡視

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■注文者の講ずべき義務当（法31条）

特定事業（建設業又は製造業）の仕事を行なう【 ① 】は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行なう場所においてその【 ② 】の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- ①注文者
- ②請負人

■化学物質を扱う作業に係る注文者（法31条の2）

【 ③ 】、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の【 ① 】は、当該物について、当該仕事に係る【 ② 】の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- ③化学物質

■機械等貸与者等の講ずべき措置等（法33条）

①【 ① 】で、政令で定めるものを他の事業者へ貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該【 ① 】の貸与を受けた事業者の事業場における当該【 ① 】による【 ② 】を防止するため必要な措置を講じなければならない。

②機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による【 ② 】労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

③前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

- ①機械等
- ②労働災害

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■建築物貸与者の講ずべき措置（法 34 条）

【 ① 】で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該【 ① 】による【 ② 】を防止するため必要な措置を講じなければならない。

ただし、当該建築物の【 ③ 】を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

- ①建築物
- ②労働災害
- ③全部

■重量表示（法 35 条）

一の貨物で、重量が【 ① 】トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を【 ② 】しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

- ①1
- ②表示

■ガス工作物等設置者（法 102 条）

【 ① 】その他政令で定める工作物を設けている者は、当該工作物の所在する場所又はその附近で工事その他の仕事を行なう事業者から、当該工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての【 ② 】を求められたときは、これを【 ② 】しなければならない。

その他政令で定める工作物とは、
⇒電気工作物、熱供給施設、石油パイプライン

- ①ガス工作物
- ②教示

第4章 機械等に関する規制

■製造の許可（法37条）

①【 ① 】を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（【 ② 】という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、【 ③ 】の許可を受けなければならない。

②【 ③ 】は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が【 ④ 】の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- ①特に危険な作業
- ②特定機械等
- ③都道府県労働局長
- ④厚生労働大臣

■特定機械等の種類

- (1)【 ⑤ 】（移動式あり。小型ボイラー除く。）
- (2)【 ⑥ 】（小型圧力容器を除く。）
- (3) つり上げ荷重3トン以上（スタッカー式は1トン以上）の【 ⑦ 】
- (4) つり上げ荷重3トン以上の【 ⑧ 】
- (5) つり上げ荷重2トン以上の【 ⑨ 】
- (6) 積載荷重が1トン以上の【 ⑩ 】
- (7) ガイドレールの高さが18メートル以上の【 ⑪ 】
- (8)【 ⑫ 】

- ⑤ボイラー
- ⑥第一種圧力容器
- ⑦クレーン
- ⑧移動式クレーン
- ⑨デリック
- ⑩エレベーター
- ⑪建設用リフト
- ⑫ゴンドラ

2023年版 労働安全衛生法 選択式対策

■製造時等検査等（法38条1項）

特定機械等を【 ① 】し、若しくは輸入した者、特定機械等で一定期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、当該特定機械等及びこれに係る一定の事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは【 ② 】の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者（以下【 ③ 】）という。）の検査を受けなければならない。

- ①製造
- ②都道府県労働局長
- ③登録製造時等検査機関

■検査証の交付（法39条）

①都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した【 ① 】の特定機械等について、【 ② 】を交付する。

②【 ③ 】は、設置に係る検査（落成検査）に合格した特定機械等について、検査証を交付する。

③労働基準監督署長は、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、当該特定機械等の検査証に、【 ④ 】を行う。

- ①移動式
- ②検査証
- ③労働基準監督署長
- ④裏書